

## 自動けいぞく（累積）投資約款

### （約款の趣旨）

#### 第1条

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と株式会社岩手銀行（以下「当行」といいます。）の間の投資信託受益権の累積投資取引に関する取決めです。当行は、この約款にしたがって、累積投資契約を申込者と締結します。

- 2 この約款に定めのない事項については、当行が別に定める「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」「特定口座約款」「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」「インターネット投資信託取引約款」「電子交付サービス規定」その他の当行が定める契約条項及び法その他の法令によります。

### （申込方法）

#### 第2条

申込者は累積投資取引申込書を兼ねる「投資信託受益権振替決済口座開設申込書」により契約を申込むものとし、当行が承諾した場合に限り累積投資契約が成立し、累積投資取引が開始されます。

- 2 累積投資契約が締結されたときは、当行はただちに当該投資信託の累積投資口座を設定します。
- 3 2024年10月7日現在で投資信託受益権振替決済口座管理規定に定める投資信託受益権振替決済口座を開設しているお客さまが累積投資口座を開設していない場合、累積投資口座のお申込みを行ったものとみなします。

### （金銭の払込み）

#### 第3条

申込者は、前条第2項において累積投資口座を設定した投資信託の買付けに充てるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）を払込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを当該投資信託の契約の申込時に払込むものとします。

- 2 前項の払込金は、当該投資信託の目論見書に記載された最低買付単位等の条件を満たした額および当行が定めた額とします。

### （買付投資信託の選定等）

#### 第4条

この約款において申込者が買付けのできる投資信託は、当行が選定する投資信託（以下「選定銘柄」といいます。）とします。

- 2 選定銘柄に応じて「インターネット投資信託取引サービス」（以下「ネット取引」といいます。）による取引（買付または換金）に限る場合があります。選定銘柄にかかる取扱チャネル（店頭取扱いまたはネット取引）については、当行ホームページに掲載します。

## (買付時期・価額)

### 第5条

当行は、申込者から当該投資信託の買付けの申込みがあったときは、当該投資信託の目論見書に記載する方法（記載がない事項については当行所定の方法）により、遅滞なく当該投資信託の買付けを行います。なお、同日論見書において申込不可とされている日には、買付けの申込みができません。

- 2 前項の買付価額は買付約定日の価額に当行の目論見書補完書面に記載された当該ファンドの手数料および消費税を加えた金額とします。
- 3 買付けられた当該投資信託の所有権およびその果実ならびに元本に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属します。

## (管理)

### 第6条

この契約により買付けられた投資信託は、当行が別に定める「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に基づき申込者が投資信託受益権について権利を有するものに限り、振替決済口座に記載または記録のうえ管理します。

## (果実の再投資)

### 第7条

累積投資取引にかかる投資信託の果実は、申込者に代わって当行が受領のうえ、所定の税金を差引いた金額を申込者の口座に繰入れ、その全額をもって当該投資信託の決算日の価額により受益権を買付けます。なお、この場合における買付手数料は無料とします。

- 2 前項の規定は、申込者が投資信託の収益分配金の「再投資型」を選択した場合および「投資信託定時定額購入サービス」を利用する場合に適用します。

## (受益権の換金)

### 第8条

当行は申込者から投資信託の換金を請求されたときは、当該投資信託の目論見書に記載する方法（記載がない事項については当行所定の方法）により換金し、その代金を支払います。なお、同日論見書において換金不可とされている日には、換金の請求ができません。

## (その他)

### 第9条

当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。

- 2 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
  - ① 届出印の押捺された所定の書類と引換えに、この契約に基づく投資信託の返還代金の金銭を返還した場合

- ② 印影が届出印と相違するために、この契約に基づく投資信託の返還代金の金銭を返還しなかった場合
- ③ 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託の買付けもしくは投資信託の返還代金の金銭の返還が遅延した場合
- 3 この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- 4 前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨および変更後の約款の内容並びにその効力発生時期を当行ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 5 第3項による変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。ただし、法令諸規則の改正や制度改正等に基づき緊急を要する場合は、この限りではありません。

## 附 則

### (少額投資非課税制度の累積投資取引の取扱い)

#### 第1条

申込者が少額投資非課税制度(NISA)を利用して投資信託の定時定額購入を行う場合は、この約款に定めがある場合を除き「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」および「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」によるものとします。

- 2 特定累積投資勘定(以下「つみたて投資枠」といいます。)にかかる選定銘柄については、租税特別措置法第37条の14第5項第6号に掲げる上場株式等に該当する投資信託受益権のうち一定の要件を満たすもので当行が選定した銘柄とします。なお、つみたて投資枠による公募株式投資信託のお取引については、販売および解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。
- 3 法令で定める各非課税投資枠を上回る投資信託の収益分配金の再投資分については非課税口座以外の口座(特定口座または一般口座)に受入れます。

以 上

2024年10月7日  
株式会社岩手銀行